退去時の負担区分（例示）

退去時における住宅の損耗等の復旧（原状回復）について

1.通常の使用に伴う損耗等の復旧費用は、UR都市機構（機構）が負担することとしており、皆さまにご負担いただくことはありません。
2.故意・過失や通常の使用方法に反する使用など皆さまの責めに帰すべき理由による損耗等の復旧費用は、皆さまにご負担いただきます。

畳

お客様負担
- **タバコによるこげ跡**
- **重量物等による畳床の著しい変形**
- **家具を不注意に引いたことによるすり傷**

機構負担
- 通常の使用に伴う畳表の擦り切れ
- 日焼けによる変色

ふすま

お客様負担
- ふすま紙の**通常の清掃を怠った汚れ**（引き手まわりの手あか汚れは除く）
- ふすま紙の破れ

壁（クロス張）

お客様負担
- 傷、破れ
- クレヨン、マジック等による落書き
- タバコ等のヤニによる黄ばみや臭い

機構負担
- テレビの放熱跡（電気焼け）
- ポスター跡（日焼け）

フローリング

お客様負担
- タバコによるこげ跡、インク等のしみ

エアコン用スリーブ

お客様負担
- エアコン用スリーブキャップの紛失
- エアコン・暖房機（機構設置）のリモコンの紛失

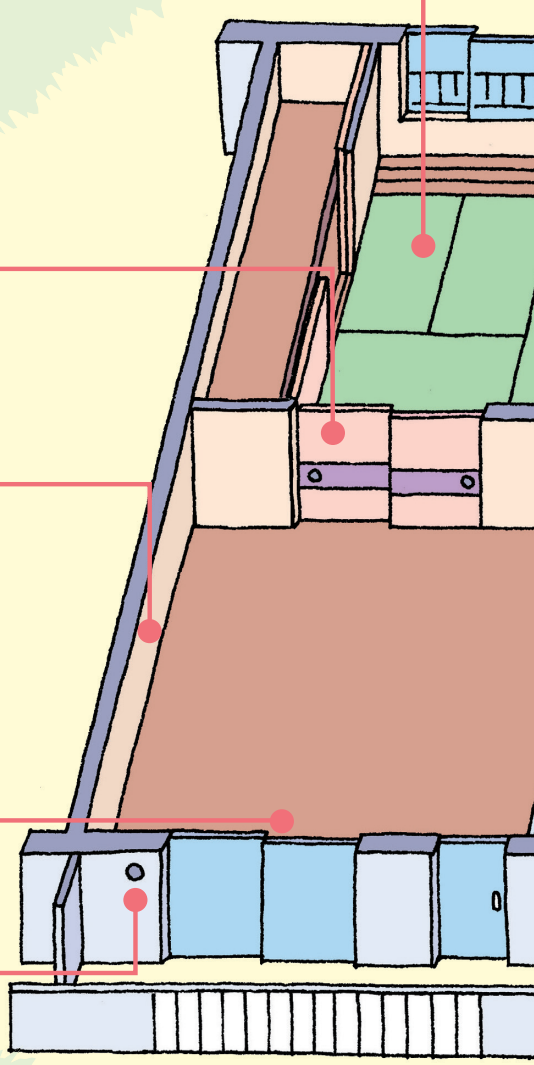

○上記は退去時の原状回復にかかる負担区分であり、居住中に修繕が必要となった場合の修繕負担区分とは異なります。
○居住期間中の修繕負担区分については、25ページをご覧ください。

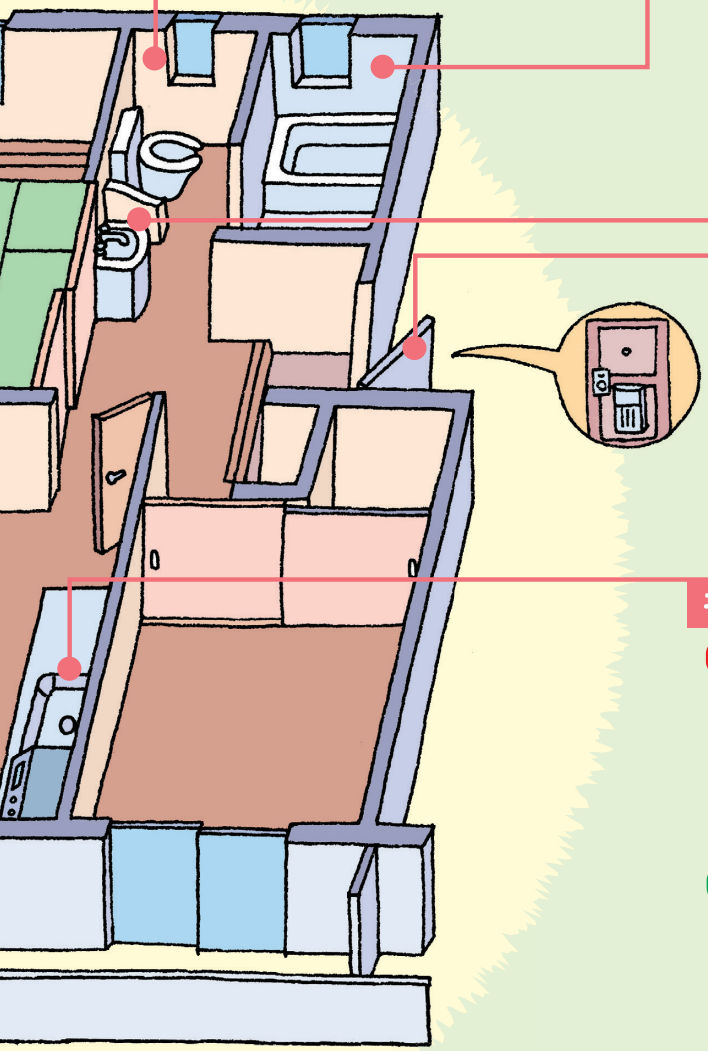

トイレ

お客様負担

- 便器の破損、**通常の清掃を怠った汚れ**
- 便座その他部品の破損、滅失

機構負担

- 便器取付ビス、止水栓のさび

浴室

お客様負担

[壁・床]・**通常の清掃を怠った汚れやカビ**
[浴　槽]・鎖、栓その他部品の破損、滅失
・**通常の清掃を怠った汚れ**

洗面台

お客様負担

- 洗面器の破損、**通常の清掃を怠った汚れ**
- 鎖、栓その他部品の破損、滅失

機構負担

- 水栓、止水栓のさび、メッキのはがれ

玄関扉

お客様負担

- 郵便受箱の凹み
- 鍵の紛失

機構負担

- 本体や金物のさび
- 丁番のゆるみ

キッチン

お客様負担

[　壁　]・**通常の清掃を怠った油汚れ**
[流し台]・**ガス台の通常の清掃を怠った油汚れ**
・取っ手その他部品の破損、滅失
[換気扇]・レンジファンその他部品の
通常の清掃を怠った油汚れ

機構負担

[　壁　]・冷蔵庫の放熱跡（電気焼け）

専用庭

お客様負担

- 入居時になかった施設や植物（自然に生えた樹木を含む）の撤去・処分
- 通常の清掃を怠った汚れ

●通常の清掃を怠った汚れとは?

ゴミの撤去、掃き掃除、拭き掃除、水まわり・換気扇・レンジまわりの油汚れの除去等、通常の清掃を怠ったことによって生じた汚損（おそん）のことをいいます。